

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了解願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

◎開 会

委員長 ただいまから平成22年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を川村委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件、報告議案1件となっております。

◎平成22年度6月教育費補正予算について

委員長 初めに、議案第33号「平成22年度6月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 それでは、議案第33号「平成22年度6月教育費補正予算について」をご説明申し上げます。

この議案は、6月定例の市議会に提出するよう、市長に申し入れるものでございます。補正の件数、1件1事業でございます。

資料のほうは6ページをお開きください。補正する歳出予算については美術資料調査整理事業でございまして、487万3,000円。補正の理由は、これまで未整備だった松戸ゆかりの作家の調査と、これまでまた未整備だった作家の関連資料や図書の整理、データベース化を行

い、地域のすぐれた文化遺産を発掘し、市民共有の財産とするものでございます。この事業は緊急雇用創出事業を活用した事業で、歳入予算の県支出金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の補正をあわせて行うものでございます。

緊急雇用創出事業は、急激な経済情勢の変動により離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年の失業者に対し、臨時的・一時的なつなぎとしての就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動ができるよう支援を行うものでございます。

説明は以上でございますが、質問があった場合については担当課よりお答えさせていただきますと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 これは予算の使い方としてご判断があったもので、別によろしいと思うんですが、事業の趣旨、緊急雇用創出事業の趣旨と、今回ここを担当されて作業に当たる方との予算のかかわり方がさっぱり、一般的な感覚からいうとわからないんですが、どなたが、どのような作業をするのかお伺いします。

社会教育課長 社会教育課でございます。

今のご質問でございますけれども、緊急雇用の性質上、失業者の方に対して雇用の機会を与えるということでございます。市の負担がなくてできるものです。昨年も実は行ったのですが、美術館準備室の調査及び整理に当たっていただく方を募集すると。募集に当たっては、失業者であるということが条件ですので、ハローワークを通じて行う。併せてインターネットでも呼びかけをしております。

山田委員 わかりました。それで、あとはちょっとこれ背景としての未整理だった松戸ゆかりの作家の資料、図書といったものがほかにもあるのか、あるいは今回この規模でできることが全体のそういった今見えている作業の中からどれぐらいの位置づけなのか、教えていただければ。

社会教育課長 それでは、担当の学芸員のほうからお話をさせていただきます。

委員長 はい、どうぞ、お願いします。

社会教育課主幹 資料につきましては、今まで松戸ゆかりの作家について調査をしまして、ただ、人手がなかなか足りないものですから、資料の整理が十分できていない状態で、少したまっておりました。今回整理いたしますのは、資料の6ページでございます事業説明をござ

んください。3本立ての事業でございますけれども、②の美術資料整理のところでは和田香苗と大橋正という、東京高等工芸学校のゆかりの作家の資料の整理ということです。未整理のものはほかにもございますけれども、大ざっぱなとらえ方ですけれども、このお二人の資料がかなり膨大でございます、段ボール箱で200箱ぐらいございます。これを整理しますと、大体未整理資料の中の半分ぐらいは調査できたことになるかと考えております。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございます。

瀧田委員 今伺うところによりますと、ハローワークの失業の方をということですが、余り金額的には高くない、480万ですか。そうすると何日ぐらい、何人という感じのものがあるんでしょうか。それとも時間給か何かでもっと。

社会教育課長 時間給です。1番と2番の調査につきましては、大学等で美術史などを専攻され、なおかつある程度こういう美術関係の整理の実績のある方でパソコンが使える方ということを条件にしています。1時間1,200円と通常よりは少し高い単価で計算をしております。

それから、図書の整理のほうは、司書の資格を持つ方で実務の経験があること。こちらのほうは1時間1,000円で積算をしております。1番につきましては、7月から9月にかけて週3日間行うという形での積算。それから、2番目は10月から3月にかけて、こちらも週に3日勤めていただくと。3番目の図書の整理につきましては7月から12月にかけて、週に3日という形での計算をしております。

謝礼金というのは美術整理に当たって指導をしてくださる専門の講師をお呼びしますので、この方について1回1万円で週1回来ていただくという形で積算をしました。

消耗品等は作業に係るいろいろな箱とか、写真用の消耗品とか、そういったもの。それから、使用料につきましてはパソコンやスキャナを借り上げるもの。こういった形で全部積算をしております。

瀧田委員 そうですね、わかりました。かなり専門的なお仕事なのに、どうなのかと思ったら、それなりの条件をつけているということなので、ご指導のほうも大変でしょうけれども、今まで未整理だったものがきちっと整理されて、市民の目に触れる日が来るということを期待すれば、非常に有効な使い方ではないかと思えます。なるべく余り、長い間寝かせておかないでいただきたい。

それから、今の博物館に絵画を展示してもいいような場所がかなりたくさんありますよね。

ですから、ああいうところをもっと有効に、いつも常設のものがあるというのではなくて、そういう整理したものがあつたらなるべく早い期間に市民の目に触れるようなチャンスをつくっていただくように期待しているところでございますので、よろしくお願いたします。

社会教育課長 ありがとうございます。

山田委員 事業の今回の概要はよく理解したんですが、ちょっと反対から言って、緊急雇用創出事業というものはまだ予算がつくのだとすれば、今回この整理をする、データベース化をするということ以外にこれもやったほうがいいのではないかという、これは担当課だけじゃないのかもしれないですけども、なぜこれをやるのか、そしてほかにはもっとやろうと思っていることがあるのか、あるいは予算がつけばできるのかというあたりは何かあるんでしょうか。これだけがちょっと唐突に見えるものですから、変な聞き方をします。

企画管理室長 今回の6月補正予算につきましては、この社会教育課の調査事業のほかに都合全部で6件のこの緊急雇用を活用した事業が出されておまして、例えば一つ地域人材育成事業としてIT技術者育成事業とか、それから地域人材育成、これも同じ事業ですけども、空き店舗を活用したクリエイター育成事業等々、ほかの課のさまざまな事業が提案されております。

瀧田委員 教育委員会ではこれを出してきたということですよ。

企画管理室長 ええ。教育委員会ではこの1件だけです。

委員長 松戸市全体としては、補正としてはトータルでどれくらいの予算なんですか。

企画管理室長 今回の6月補正では、この緊急雇用の関係は約8,500万円の事業規模になります。ただ、この緊急雇用事業は21年の国の補正予算から始まっている事業なので、もうかなりの市でもたくさんの事業をやっておまして、約50近くの事業を既に実施しております。

委員長 そうですね、わかりました。話題は全く違いますけれども、最近新聞で話題になっているのは例の女の子の子宮頸がんワクチンの件です。小学生6年生か、そのくらいの子供に実施すれば、将来がんになる可能性は相当に抑制できるということが医学的に言われています。それを市負担でもってやろうというような報道がされていますよね。松戸市としてはこういうのでは特に準備はするつもりはないということですね。

企画管理室長 そうですね。緊急雇用という、やっぱり失業者を救済するという趣旨で。うまくそれに当てはまればいいとは思いますが。

八田委員 ワクチンのことが出ましたので、お話ししてよろしいですか。全国にワクチンを公費で実施しているところがクローズアップされ報道されていますが、一般に大都市では実施

していないところが多いようです。名乗りを上げているところは、それほど人口の多くない地域だと思います。大都市圏はまだ少し様子を見ているところです。理由は幾つかあるのですが、経費のことばかりでない…。

委員長 そうですか。ありがとうございました。

さて、それではそういう意味で緊急雇用創出事業に関する補正ということになりますが、教育委員会部局ではこの3つを中心にその利用に充てたいということです。

ちなみに、先ほどの学芸員の方のご説明では段ボールで200箱ということでした。ということは相当な数だと思いますね。そのほかに段ボールがまだいっぱいあるわけでしょう。

社会教育課主幹 はい、たくさんございます。

委員長 そうですか。ということは、もう一回補正を組んで手当てしなければならない。

社会教育課主幹 そうですね。機会がありましたらぜひまた進めていきたいと考えております。

委員長 それが実情ですか。

社会教育課主幹 はい、そうです。それで、公開するためにはもう少しほかの予算も必要ですので、また公開については改めて予算をお願いしていきたいというふうに考えております。

委員長 そうですか。わかりました。

さて、それでは議案第33号についての質疑及び討論はこれでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 よろしければ、これで質疑及び討論を終結とし、採決いたします。

議案第33号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 次に、議案第34号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第34号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸市民劇場条例施行規則の一部を別紙のように定める。

理由は、市民劇場会議室の予約を施設予約システムで申し込めるように改善し、より広く市民に利用していただくためでございます。

次のページの規則の改正の部分ですが、第5条第3項中「3カ月前の日の属する月の5日」を「4カ月前の日の属する月の22日」に改めるということです。具体的には今お手元にお配りさせていただいた図でご説明をさせていただきます。

上のところが現行でございます。ここにありますように、3カ月前の5日、例えば9月1日から30日の分については6月5日に申し込みと抽せんを行うということです。絶対とりたいという方は必ずこの日にその場に来なければいけないということがございました。今回から、まず抽せんをするためのエントリーをしていただくと。一定期間受け付けをし、その後抽せんを行い、当たった方については来場して申し込みをしていただくということで、抽せんの関係、またその後のあいているところのお知らせとともありますので、申込日を早めました。

例えば10月1日から31日までの分については6月22日からが正式な申請を受けられる。その前、1日から19日までの間に直接来ていただく、または電話やインターネットを通じてあらかじめ抽せんに参加をしていただくと。それで19日までにエントリーされた方について、これは休館日の場合がありますので、20日もしくは21日にシステムで抽せんを行う。結果をそれぞれご連絡をいたしまして、当たった方については22日から月末まで、1週間以上ございますので、ご都合のいいとき、土曜でも日曜でも結構ですから来ていただいて、そこで正式な申請をするということです。ですから、規則上正式な申請書を22日から受けるという形にするものです。

それで例えば当たっても申し込んでこなかったり、またはそもそも抽せんにかからなかったようなところは空き情報として7月1日から公開をいたしまして、あいている部分について、5日の10時から来ていただいての抽せん。それが終わった時点で、翌日からは電話でもインターネットでもとりあえず仮押さえをさせていただいて申請していただくと。そういう流れです。これによって、これまでは5日に来れずに会場がとれないという方たちが、とれる可能性も出てきますし、公平性が確保されるのではないかと思います。

なお、抽せん申し込みするに当たりましては、あらかじめ利用者の登録をしていただき、IDコードを発行いたします。それをもって連絡をいただく。インターネットの場合には加えてパスワードを付与しますので、それで申し込みをいただくという流れでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第34号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

正式には3ページのこの文言を修正するという趣旨で、それに従って説明をいただきました。そういうご理解をお願いします。

八田委員 そもそもこの市民劇場、これは申し込みはホールと会議室は別々システムで違いますね。この違いはどんなふうになっているんですか。業者が違うとか、それから何の方法とか、その辺のところを少し。

社会教育課専門監 社会教育課の須田のほうからお答えさせていただきます。

委員長 お願いします。

社会教育課専門監 ホールの場合、利用形態や行事の規模によって前日から仕込みを必要とする場合があります、利用する全ての方がこのことを理解していないため、必ず職員が立ち会い、状況を確認しながら抽せんしています。よってインターネットによる抽せんは行っていません。会議室はそのような心配がないので、インターネットでの抽せんが可能です。他の森のホール、市民会館も同様にしています。

以上です。

委員長 それでよろしいですか。

八田委員 はい。

委員長 そのほかに何か。

山田委員 松戸市の施設の中で、インターネット申し込みの方式が、あるいは市役所のホームページからの入り口が幾つかに分かれているのでしょうか。これで統一されているのでしょうか。

社会教育課専門監 まず、本市のインターネット予約システムは、森のホール、市民劇場、市民会館の空き情報や施設抽せんを3館システムと呼び、平成13年度から開始しました。他の施設はことし2月から導入し、市民センター、スポーツ施設は空き情報や抽せんができるように、福祉施設、公民館は、空き情報を開示するようになりました。システムの的には2系統になっていますが、市のホームページから共に検索することができますので、影響は出ないと考えています。

山田委員 それ合理的なのかどうかちょっとぱっと聞いてもわかりませんので、システムのメンテナンスも含めて最善の形にしていきたいというのは意見です。詳細を今お聞き

してもわからないかもしれませんが……

社会教育課専門監 そうですね。

山田委員 仕方がないことなのか、何か目的があって2系統なのか、単にスタート地点がずれたから2系統にしてしまっただけなのか。

社会教育課専門監 委託契約の期間と導入の期間がずれたことで生じました。本来は一本化が良いとのご指摘のとおりですので、次の3館システムの契約更新の時にいずれかに統合していくかを現在検討しているところです。

八田委員 もう一つ、細かいところ恐縮ですが、4カ月前の22日と規定しているのは何か根拠があるのでしょうか。少し半端なように思えるのですが、どんな意味を持たせているのか教えてください。

社会教育課専門監 エントリー期間を20日程度に設定すること、当選者の利用料金の支払期間が10日程度必要なことを考慮して決めています。

瀧田委員 市民劇場の場合、ホールを借りる方というのはほとんど会議室とか、そういうところも込みで借りていらっしゃるんですよね。ホールだけを借りて控室を借りない団体というのは少ないんじゃないかと私なんかは思うんですが。

社会教育課専門監 今は細かいデータがないのですが、ホールだけという方も結構いらっしゃいます。

瀧田委員 そうですか。

社会教育課専門監 楽屋で足りてしまう。市民劇場は300人のホールなので、会議室まで使うというほどの規模の大きな催しは、多くありません。

瀧田委員 会議室は、1階の上がったところの1部屋ですか。

社会教育課専門監 2つです。

瀧田委員 2つ。

社会教育課専門監 2つありまして、その向かい側の階段をおりたところにもう1部屋あります。

瀧田委員 あの2部屋。

社会教育課専門監 3部屋です。

瀧田委員 ああそうですか。それで楽屋はそのほかに。

社会教育課専門監 楽屋は奥にあって、ホールについている楽屋です。

瀧田委員 そうすると、楽屋でほとんど足りてしまうから。

社会教育課専門監 そうですね。劇場の場合はそれほどホールが大きくないので、催しも講演会とか、たくさん人が来て待機するような催しというのはなかなか多くありません。中には劇団が来るときに会議室を使うこともありますが、ほとんどは楽屋で済んでいるようです。

瀧田委員 そうすると、会議室だけを使う団体というか、かなりいらっしゃるということですか。稼働率っていうか、使用率というのは。

社会教育課専門監 市民劇場の会議室は、ホールを使う方も含めておとりになるんですが、すごく高く9割ぐらいは稼働しています。

瀧田委員 そうですか。いや、もしホールのほうは事前に1年ぐらい前から予約ですよ。

社会教育課専門監 はい。

瀧田委員 そうすると、予約済みの日というのが初めからもうインターネットの上に明示されて、この日とこの日はだめですよって明示されているのでしょうか。

社会教育課専門監 そういうことです。ホールとともに使う方が優先となりますので、ホールを使う方が会議室も予約されると、その日は抽せんに入らない日として公開しています。

瀧田委員 ああそうですか。じゃ、それを見ればすぐわかるわけね。

社会教育課専門監 はい。

瀧田委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょう。

最後に確認ですが、そうやってエントリーする期間を長くしてあげるということは、結果的には利用者に使いやすいということでしょうね。この図で見ますと、大いに利用させていただくという前提です。使わない部屋は抽せんも何もないですよ。ということは、あいている限りはいつでも申し込んで使えるということでもいいですか。

社会教育課長 はい、そのとおりです。

委員長 わかりました。

いかがでしょうか。議案第34号につきましては、これで質疑、討論を終結してよろしいでしょうか。

山田委員 1点だけ。

委員長 山田委員。

山田委員 先行して動いているシステムが同じ期間ですか。20日か22日かという期間だと思うんですけども、それも申し込み期間が従前の形と変わってそうなったと思うんですけども、特に何か利用者の意見として、改善要望とか提案とかがあったら。

社会教育課専門監 それぞれの施設の性格の問題で、申し込み期間は若干変わっています。市民劇場とスポーツ施設は若干異なっていますし、各ホールについている会議室等と後から後発の今の市民センター等のエントリー期間の長さというのは変わっています。全部が一緒ではないです。

山田委員 じゃ、まあそれは妥当だと判断した理由というのは、というか、妥当でないという理由はないということですか。この期間、ちょっと延ばしたということですね。

社会教育課専門監 3館システムの場合は今言ったように、必ずお金を払わないと流れてしまうということがあるんです。ホール系の今ご説明をしている部分は、お金をいただかないと予約がキャンセルになってしまうという。ただし、市民センター等は当日までの許容をしているので、当日使用しないで流すことが多い利用者には、抽せんの回数を減らすとか、ペナルティーが科せられるというんですけれども、お金の払い方としてはそこまで待つような仕組みになっています。

委員長 そういう大きいホールは、事前払い込み制をとってやる。

社会教育課専門監 そうですね。ホールのほうも含めて、キャンセルをすると損失が大きいので、何か月以上はキャンセル料をいただくというふうになっていますので。

山田委員 すみません。質問した趣旨は違うんですけれども、この利用区分の3カ月前、10月に利用するんであれば6月19日までに申し込みをして、20日、21、22にシステム抽せんを行うという、この期間が妥当かどうかという判断は、何を根拠にされたのかなというのが現行のやり方を短くするよりは少し長くしたほうがいいだろうというようなところでしょうか。何か利用者の意見があってそうしたんでしょうか。

社会教育課専門監 当初導入時、平成11年、12年度導入の打ち合わせをする中で、利用者の意見を聞いて話は詰めてきたと思います。この周辺でも初めてのシステムの導入でしたので、来場する方、電話で申し込まれる方、インターネットによって申し込まれる方と、この3つの形を処理するのに、20日ぐらいのエントリー期間があったほうがいいだろうということで、科学的な根拠ではないですが、皆さんの意見も参考に決めました。

山田委員 はい、わかりました。私の聞きたいのは、一般的な感覚からいって会議室は何らかの集まりをやる、会議をやりますというのが、これでいきますと丸3カ月以上、丸4カ月前に申し込みをするということが前提になっているので、私はちょっと長いと思うんです。そうじゃないのであれば、要はその後は逐次申し込めるんだから、これぐらいが人気日は4カ月ぐらい前にやるのがちょうどいいんだという、何らかの申し込みのデータの集積があった

上でなさっているのかなと思ったんですが、私どもが何か市民団体等の集まりをやるときに、4カ月前に計画を立てて、ばちっとその日、キメウチで申し込む。これは会議室ですから、ホールじゃなくて。というのは非常にレアケースだなと私は思ったものですから、何か根拠があるのかなということで。その20日間が長いか短いかといったことを問題にしているんじゃないです。

社会教育課専門監 人為的な抽せんを行っていたときでも、各施設とも稼働率が95%程度と高いので、3カ月前の抽せん日に相当多くの方が見えました。現状のシステムでは市民センターも同様ですが、相当多くの方が抽せんをしています。3カ月前にがらがらじゃなくて、抽せんする方が多いのでこの様な形で、なるべく公平にという形になったのがインターネット抽せんです。その日があいていれば抽せんすることなく、随時予約でも良いという形ですが、抽せん数はすごく多く、とれない方のほうが多いとお考えいただければと思います。

委員長 山田委員が質問されたのは、僕もお聞きしながらそう思いました。我々、会議をするときに4カ月前のことで議論するかなというとは必ずしもそうではない。会議が終わってから、じゃ次回いつやりましょうかということになると、4カ月前じゃなくて、2カ月、3カ月ってことがあるんですよ。それでちょっと長過ぎるんじゃないかという疑問だったと思います。

社会教育課専門監 会議室ですけれども、純然たる会議の利用だけではないという形です。英会話教室だとか、多様なおけいごとなども相当入っています。スケジュールを組んで多くの方が利用していますので、純然たる会議だけの会議室ではないということです。

生涯学習本部長 だから定期的に利用するのが決まっちゃっているような団体、結構多いですよ。

山田委員 ごめんなさい。言いかえると、定期的に利用される団体がもう1カ月短くすると計画が立たないという声があるということだと理解しました。その是非というのは本来の目的からいったときに若干あるかと思うんですが、ただ市内で集まるということに意味はあるわけで、どんなサークルにしろ。一応理解しました。

社会教育課長 むしろ文化的な施設ですので、市民の文化活動に使われていることが多いんですね。文化活動ですと、一定の構成員でもって年間計画があってやっているところが多いものですから、やはりそういった動きをする団体が多いかと思います。

委員長 逆に、会議室だから会議をやりたいというときに、もうふさがっているということがある。

社会教育課長 そうですね。

委員長 それを今心配しているわけです。市の所有するそのような部屋が少ないことから、場所とりでしのぎを削ることになる、ということですね。

それでは、質疑及び討論を終結し、議案第34号を裁決いたします。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市社会教育委員の委嘱について

委員長 次に、議案第35号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第35号「松戸市社会教育委員の委嘱について」。

社会教育法第15条の規定に基づき、別紙のとおり社会教育委員に委嘱する。提案理由は松戸市社会教育委員を新たに委嘱するためでございます。これは前回の教育委員会会議におきまして、8名の方の委嘱についてご承認をいただきました。その際お話をしていたところですが、今回、PTA連絡協議会からも委員に入っていただくということで、せんだってPTAの評議員会で決まりましたので、こちらにお載せしたものです。

2ページにございますが、社会教育関係者、久保秀敏様、この方は松戸市PTA連絡協議会、今回会長になられた方です。実はPTA連絡協議会につきましては、平成18年11月までは社会教育委員にいらしたんです。その後抜けておりましたので、今回この委員の改選を機に入っていただくという形にしたものです。

任期でございますが、ご承認いただければ、きょうから2年間ということで、24年6月9日までになります。

それから、3ページですが、この久保さんを加えまして、前回お諮りした委員さん方と合わせて9名の方によってこの2年間を行っていきたいということです。

よろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

議案第35号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 9名ということですが、定数は決まっていますか。

社会教育課長 10名以内となっています。

川村委員 それから、何期までやれるのですか。

社会教育課長 その関係につきまして、前回きちんとご説明できていなかった部分がありました。

「審議会の委員の選任等に関する指針」というものがありまして、この中で「在職年数は通算して12年を超える場合は行わない」とうたわれております。

今回の委員の中で既に12年に達している方が3人おりますが規定には、「ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合はこの限りではない」という部分がありまして、このお3方につきましては、今期研究協議をお願いすることになっておりまして、それぞれ大学で研究をされていたり、芸術・文化に詳しくあったり、行政の経験があるという得がたい方々でございますので、あともう1期残っていただいたということです。

全体的に在任期間が長い方が多うございますので、次期の改選のときには3人の方につきましては改選、その他の方についても全体のバランスを見て考えていきたいと思っております。

川村委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。前回、8名の方についてはご承認いただきました。残りの委員ということで市長の提案になっております。

ちなみに、今の3ページの表では肩書について詳しく書いてありますが、先ほどおっしゃった小林さんは、もうおやめになっているので元になっている訳ですね。

社会教育課長 はい。

委員長 それから、坂野さん、この方も元ですから、もう現職ではないわけですね。

社会教育課長 はい。

委員長 それから、渥美省一さんも元ですね。川村委員ご質問の任期等については、前回も少し話題になりました。したがって、審議会等の委員についての任期に関する規則が一体どうなっているのか、あるいはどういう基準が望ましいのかといったことも含めて、事務局で検討を始めました。本日は実はこの委員の承認案件が多くあります。たまたまここで質問が出ましたから、あらかじめ申し添えておきます。事務局で検討しますので、そういうことを含みおきの上でご審議願いたいと思っております。

それでは、議案第35号についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 35号についての質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 それでは、次に議案第36号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第36号について説明申し上げます。

松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について。

松戸市スポーツ振興審議会設置条例第2条の規定により、別紙のとおり任命するものです。

提案理由といたしましては、各委員の属する関係団体の人事異動並びに役員改選に伴いまして、3名の新委員を任命するものでございます。現在の委員の任期につきましては、平成21年6月1日から平成23年5月31日の2年間でございます。

2ページのほうに3名の委員がございりますが、鈴木孝則委員の前任者は渡邊基さん、支部長の交代によるものでございます。そして、藤井敦委員の前任につきましてはカガワワコウさん、会長の交代によるものでございます。そして、牧野英之委員の前任につきましてはマツオシゲユキさん、社会福祉担当部長、この異動人事によるものでございます。

3ページのほうに委員の名簿がございします。現委員、また新委員を含めての10名でございます。

あと、次に4ページのほうの資料でございしますが、これは同審議会の設置条例となっております。

ちなみに、下段のほうの委員報酬につきましては、現行は8,500円ということに定められております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第36号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。今回からこの委員の任命についての資料に在任期間を入れていただきました。先ほどもそうでしたが、これからのものにも大体入っていると思います。

川村委員 このスポーツ振興審議会の役割を再度確認したいのですが、それが1つと、あと19期37年というのは、長過ぎるのではないかと思います。素晴らしい方ではございますが、次の方を育てていくという意味でも考えた方がよいのではないのでしょうか。

スポーツ課長 スポーツ振興審議会の役割でございますが、これにつきましてはスポーツ振興法から来ます、これについては以前につきましては設置をなささいというものでございましたけれども、平成11年の行革、それからそのほかの行政改革とか、そちらのほうの関係で必置義務は解かれたのでございますけれども、今回我々松戸市としても今までと同様にスポーツ振興審議会を設置するという事で現在まで来ております。

そして、もともとスポーツ振興審議会の設置目的につきましては、スポーツ振興法から来ますところで、18条のところにあるんですけれども、スポーツに関する重要事項について、審査、審議、これらについて意見を聞く、そして建議をしていただくというふうな形で設置しております。これが設置の目的でございます。

そして、今、最初にありました委員の19期37年ということでございますけれども、この委員につきましては体育協会の会長ということで、松戸市の体育協会につきましてはアマチュアスポーツの45団体、松戸市であります、2万5,000人の会員がいる組織でございますので、その組織を統轄する団体から委員を派遣してもらい、選出してもらいということがございますので、我々のほうは松戸市体育協会に委員をお願いしたいということで選出の依頼を出して、その上でこのところずっと同じ方が委員として推薦されているという経過でございます。

川村委員 あくまでも推薦されてきたということですね。この会議は年何回ぐらいやっていますか。

スポーツ課長 年に2回、または1回とかいうこともございます。去年は1回でございました。

八田委員 国体ももう近づいてきていますし、1回やった審議委員会、それはどんな概要だったのか、少し説明していただければいいかと思いますが。審議会でされたことを。

スポーツ課長 では、昨年の内容ですけれども、スポーツ関係事業のまず事業計画などをご説明申し上げております。これについては社会体育、それから学校体育、この2つを含めてし

ております。昨年はそういうことでやっております。

それで、以前に松戸市でのスポーツの振興計画、基本計画を、松戸プランを作成したときに、スポーツ振興審議会のほうでご検討いただきまして、いろいろご提案をいただいた経緯がございます。それが本来であればそういうような重要事項に関してのご意見をちょうだいする立場の組織というか、そういうものというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

ちょっと参考までにお聞きしますが、この10名の委員の中に松戸市体育協会からお2人の委員が出ておられますね。会長と副会長さんです。それもやっぱりその辺は大体ずっとこうやっているという意味ですか。お願いします。

スポーツ課長 下から3番目の岡野委員でございますけれども、岡野委員は本来体育協会の副会長という立場で入っていただいているのではなく、あくまでも女性委員の登用という意味で入っていただいております。そして、岡野委員につきましては家庭婦人バレーボール連盟の会長をされておまして、そういう関係もございまして、ご意見をちょうだいしたいということで委員になっていただいております。

委員長 その家庭婦人のスポーツ団体も松戸市体育協会に所属している団体ですか。

スポーツ課長 はい、そうです。

委員長 それが今、松戸市女性スポーツ連盟に変わっているんですか。

スポーツ課長 その中には所属しております。

委員長 松戸市女性スポーツ連盟というのも体育協会に加盟しているんですか。

スポーツ課長 加盟という立場ではございませんけれども、体育協会の中で育成・支援する団体という組織でございます。

委員長 わかりました。いろいろ歴史や経緯があるかと思いますが、先ほどもその点については話しましたように、今後その審議会の委員の選考等については検討するというご了解いただきたいと思っております。

議案第36号についての質疑及び討論はよろしゅうございますか。

山田委員 すみません。ちょっと根本的なところで、瀧田先生なんかはご専門でいらっしゃるんで意見をお聞きしたいんですけれども、これは行政的な立場を超えて、私たち市民の代表でこれに接して、市民の各団体代表であったり、ある一定の、例えば女性委員をというような意味合いで、こういう意見交換の場があるということは決して無駄ではないし、行政に対

する市民参加の一つの形として非常に、決して軽々に要るとか要らないとか言っている問題ではないんですが、恐らくこれが必置機関ではなくなったということの背景には形骸化している面もあるだろうというところもあると思うんですけども、先ほどの社会教育委員とはちょっと話が違いますけれども、年に1回大まかなスポーツ関係の事業計画を話し合うということが、例えば瀧田先生のやっていたらしゃる運動の中で、やはり非常に意味があるとお感じになっていらっしゃるのかどうか。

瀧田委員 私も長い間、スポーツのほう、現場を中心ですがやらせていただいて、いろんな問題点は確かにあるんですが、スポーツ振興審議会というのはメンバーを見てもおわかりのように、体育協会、学校体育、それから体育指導委員、医師会とか、いろんな各方面の方が、入ってらして、それぞれの立場からスポーツを考えるという、本来はそういう性格のもので、私が所属していたときに、使用料がこれでいいのか等有料に急に変わる場面もありましたし、検討する事項というのはその場に立つといろいろありまして、スピーディーに解決はしていく場合もありますね。

マスタープランのときなんかもどうあるべきかということで、ただ年に1回とか2回は足りません。即使用料を利用者からいただくかいただかないかと、そういうものはすぐ行政サイドに投げれば解決がつくんですけども、そうじゃなくてやっぱり一遍に解決がつかない問題もたくさんあるかと思えます。

これからスポーツが、今までは市の行政主導型の社会体育というのが一本あったと思うんですね。それが社会生涯学習の中で少しその1本が自分達でできるものは自分達でと、みんな自分たちの力量でやりなさいという時代に来ておりまして、それぞれが一生懸命各団体でやっているんですが、やっぱりその団体によって次の世代へどういうふうに広げていこうとか、いろいろな問題が重なっています。国の方策にそって、地域総合型スポーツクラブの立ち上げというのをかなり難航しながら、やっと1ないしは2ですか、地区で取りかかってきましたけれども、システムはある程度できるんですが、結局現場の指導の人たちにしわ寄せが来ていると思えますね。

市民の人はいろんなところでスポーツができればすごくいいんですが、社会体育の指導者の立場というのは全く保護されてないわけですね。位置づけられていない。そういうところの指導者の立場というのは検討課題ではないか。一つのスポーツだけで検討する問題ではないですね。だから、そういう課題をスポーツ振興審議会なんかで吸い上げていただければ、非常に力のある団体だと思います。ですから、課題を投げかけていくということは、なかなか

行政のほうでは大変でしょうけれども、市民の声の中から吸い上げて、是非課題解決又は一定の方向性の打ち出しができるのではないかと思います。

例えば、今あれがありますよね、インターネットによる申し込み。あれも大体まあまあ今のところそんなに問題はないかなと思いますが、使えないのよね、今度っていう話はよく聞きます。しょうがないから今月は休みとか、しばらくやっていないんですというグループもあります。それは私どもの関与している団体じゃないんですけれども、エネルギーが足りないといえば足りない。ちょっと断られちゃったら、外れたらもうそれから次どこがあいてるみたいなことができないようなことだと言われれば、それまでなんですけど、やっぱりそういう力のない団体を育成していくためにどうしたらいいとか、課題はあると思うんですね。その課題をこういういろんな立場からかかっている。ただ、現場を知っている人でないとなかなかその課題がキャッチできないということがあるかなと思います。

私が心配しているのは、今例えば60歳以上の人とか、50歳代ぐらいの人たちの、そういうスポーツはかなり充実していると思いますよ。だけど、まさに心配しているのは次の世代です。中学までは非常に体育は素晴らしいです。だから小学校、中学までは一生懸命学校の先生がやっている。だけど、それから出た後の社会人になるか、それともスポーツからちょっと離れてしまった人達に対して、どのような場を設定するのかというのが行政の仕事ではないかと私は思って、団体にゆだねられるというのは非常に不安定だと思うんですね。指導だけあれば、その団体で処理することはできるんですけども、指導の方針をやはり行政とかこういう組織で検討してもらって、すそ野を広げていく必要があるんじゃないかな。30代、20代、その辺をしっかりと広げていただかないと、行く先本当に貧弱な人たちになってしまうような気がいたします。

山田委員 すみません、ありがとうございました。

私の質問は、行財政改革の一環で必置機関でなくなってというところから、簡単になくすとかなくさないとかじゃいけないなと思って、今お話をお聞きして、課題を早く解決するということが可能であるのであれば、いよいよこの課題を解決する、それが年に1回か2回の会議で可能かどうかはちょっと別にしまして、いよいよ人選を、これは前例にとらわれずに今後進めていただきたいと思いますし、恐らく行財政改革といったって、これに係る経費ってそんなに大したことないと思うんですね。交通費ぐらいの話だろうと。

逆に言うと、教育委員会の担当課の方がご苦労なさっているのかもしれないんで、そこで時間と人手もかかっているのかもしれないんですが、やはり意味あるものであり、スポーツ

振興のために議論すべきことが、市民の代表たちの立場であるのであれば、特にどの学識経験者がどうということは私は申し上げないんですが、ちょっと検討の余地があると思える役職というか、選出団体の方も見受けられると私は感じますので、実に意味のある会議体にしていただきたいなということを今お話を聞いて思いました。

生涯学習本部審議監 今、瀧田委員からもお話ありましたけれども、以前は確かにスポーツ課独自で30以上教室があったわけですね。それが体育協会に加盟している種目については、体育協会の加盟団体が率先して教室を開いてもらうと。それについては市は徐々に手を引いていっているのが現実にあります。現実にも今、スポーツ課でやっているスポーツ教室というのは5つか6つですね。それは予算の関係も確かにあるんですけども、かなり減っております。

私も松倉課長もスポーツ課にはかなり長く、通算すると10年以上いるんですけども、やはりスポーツ教室をやっていた時代というのは非常にスポーツに対して熱い思いもあったんですけども、何か今そういう意味ではスポーツ課の中が教室がかなり減ったことによって、ちょっと振興面では寂しいかなという感じは私は持っています。やはりその辺も確かに考えなきゃいけないですし、スポーツ振興審議会の中でも会長がよく言われているのは、もっとスポーツを盛んにするためにスポーツ振興基金も検討してくれないかというふうな話も出ております。

ですから、これは選出団体が確かに山田委員おっしゃるとおり、いいか悪いかあるんですけども、この辺の選出団体もこれから少し検討させていただいて、実の濃いものを進めていければなというふうには考えております。

委員長 そうですね。それは4ページの条例の第1条を読むとよくわかります。つまり川村委員が質問されたことはここなんだと思うんですね。スポーツ振興審議会の役割は一体何かというと、振興法に基づいて審議会を設置し、その審議会の組織と運営に関して必要な事項を定めるのがこの条例の目的である。そうすると、ここで一体何するのかなというのがと見えてこない。組織だけの規定なんですね。内容がない。つまり、松戸市のスポーツ振興は何をやるんだ、どんなことをやるんだという大前提がどうも欠けているようですね。

松戸市の小中学校の義務教育スポーツならそれなりにかなり充実している、あるいはそれなりにかなり努力してきている面があると思います。しかし、松戸市全体のスポーツ振興ってどうあるべきかということの、その根本や大事なものを審議してほしいというのが、スポーツ振興審議会に期待されていることのように理解されましたが、条例の内容からは出てこ

ないですね。だからどうしても今審議監がおっしゃったような点になったのかもしれないですよ。

生涯学習本部審議監 そうですね。マスタープランが平成15年3月にでき上がったんですけれども、そこには2020年までに松戸市がどうあるべきだというものもできておりますので。まだお渡ししていませんよね。回っていますか。後でごらんになっていただきたいと思えますけれども。

委員長 なるほどね。それについては目を通していませんので、場合によっては大変失礼なことを申したかもしれません。要は社会教育としての、あるいは市民全体の健康も含めた松戸市民のスポーツをどういうふうに振興するかという基本的なものが大事なんだと思えますね。それで従来のようなものからだんだんと市民のスポーツクラブ、団体として発展していくという、そういう方向。学校スポーツを中心とするものから、地域を中心とするスポーツ団体に徐々に移るんじゃないかということは、かつてここで話したことがあります。そういった方向の中で、この審議会は一体どういう議論をすべきかということがちょっと見えてこないなと思った次第です。

構成等については今後検討するということですので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、また先ほどに戻りますが、質疑及び討論はこれで終結し、採決してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第36号を採決いたします。

議案第36号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

委員長 次に、議案第37号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 それでは、議案第37号「松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

の制定について」ご説明させていただきます。

前回の教育委員会議におきまして、まだ県の条例制定がおくれているという理由で、途中経過ということで報告させていただきました。県の条例がある程度固まりまして、それに準ずるような形で今回改正について提案させていただきます。

提案理由ですが、お手元の資料の5ページ以降にあるんですが、国の法律、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律、これは国の法律でございます、これが4月1日から施行されております。これに伴いまして、松戸市立松戸高等学校の授業料を無償化するために、徴収条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、3ページに新旧対照表がございます。これをもってご説明させていただきますが、「高等学校の授業料、入学料及び入学検定料の額は、別表のとおりとする。」という2条を変えまして、改正案では第2条「高等学校の生徒であつて、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第1項に規定する高等学校等に在学した期間が3年を超える者以外のものについては、授業料を徴収しない。」と改正いたしました。

さらに2番といたしまして、「在学期間には、留学、休学、療養その他やむを得ない事由により3年を超えて在学することとなった場合にあっては、修学上必要と認められる期間は通算しないものとする。」というふうにつけ加えました。

さらに3番といたしまして、授業料を徴収するケースもあるということで、「高等学校の授業料、入学料及び入学検定料の額は、別表のとおりとする。」というふうに、授業料は徴収しないんですが、そういうケースもありますので、一応そこに授業料の額を定めた表は残してあります。

少し抽象的な文言になっていますので、具体的に申し上げますと、高等学校の授業料は徴収しない、これが原則でございます。ただし、特別な事由がなく3年という年限を超えた場合は授業料を徴収することができる。この特別な事由がなくというところは、単位不足による留年というような形が考えられます。

なお、2で定めましたように、休学、海外留学、病気療養等、やむを得ない事由がある留年者及び、もう一つここにはないんですが、高等学校の既卒者、高校を卒業した人が改めて再入学するというケースがございます。現に今の市立高校でも国際人文に県立高校を卒業した方が入っておられます。そういう学部、学科を変えると再入学ができますので、そういうケースについては授業料は徴収しない。3年をもう過ぎているんですけども、徴収しない

ということに定めております。

ですから、理由のない留年者、単位不足等の留年者のみ、在学期間を限度として、それ以降の授業料は徴収するということにいたす。これは県の条例に準ずるような形で、県立高校に合わせたという形で条例制定をさせていただきました。

なお、今年度においては徴収者はいません。

それと、この条例とは直接かかわりはないんですが、今問題となっておりますのは、授業料に相当する額が保護者からじゃなくて国から交付金として参ります。ただし、全額、全員分の授業料が丸ごと来るわけではなくて、従来減免という形で各市町村、県立高校等やっております。その全国一律の減免率を差引いた形で交付金として来ます。その減免率というのは学校によってそれぞれ異なりますので、それを全国一律の減免率で差引いていきますので、減免よりもたくさん来るケースもあるし、全然少ないケースもあります。

何か市立千葉なんかだと減免率が2%ということで、全国の平均の減免率が11.5%ですので、相当市の持ち出し分がふえます。松戸市立の場合は、昨年度の減免率は13.6%、比較的減免を多く出しております。そういう関係で、松戸市立の場合は市の持ち出しというのは減免をやっていたところに比べてもそんなに変わりはありません。国から来る交付金がそのような形で市に入ってくるようになっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第37号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。お願いします。

川村委員 授業料以外の諸費がかかりますよね。授業料は無償化されるけれども、それ以外は保護者の負担になりますね。

学務課長 はい。あくまでも無償になるのは授業料だけでございます。入学金も修学旅行に行く費用も教材費もすべて保護者負担、これは変わりございません。

川村委員 そうすると、滞納した場合、それはどうなるのでしょうか。

市立高校事務長 通常の一般予算とは違いますがそれはやっぱり取っていただかなきゃ困るんでしょうけれども。

川村委員 なかなか払ってくれない場合には、どのように対処していますか。

市立高校事務長 やはり退学というわけにはいきませんので、電話なりして催促をするなり、個別でその家へ邪魔して徴収をするというような方法をとっております。

川村委員 それでも完納しない場合はどうなんでしょうかね。

市立高校事務長 大体今までの経緯ですと、1学年でお支払いしていただいております。

川村委員 就学支援資金というのは、この点についてはどうですか。授業料無償化と同時に、もう一つ就学支援資金というのがありますよね。これは公立高校以外のところですか。

学務課長 奨学金というんですか、松戸市独自でも松本清奨学金という形で高校生を対象にした奨学金制度がございました。それと高等学校就学資金という形で、高校生を対象とした奨学金制度があったんですが、現在これは子育て支援課が担当をしておりますが、今年度については授業料無償化ということに伴って、22年度は受け付けはストップしているということでございます。

あと、入学金の貸し付け制度ということで、子育て支援課でそれは継続しています。あと千葉県がやっている奨学金制度は存続しておりますので、必要な方については情報提供しております。

以上です。

委員長 そうですか。ちょっとその細かいことについては、ただいま説明を受けた別表が参考になると思うんですね。

授業料は今までは9,900円でしたか。

学務課長 はい。

委員長 入学料が5,000。

学務課長 はい、5,650円です。

委員長 それは変わらない。入学検定料は。

学務課長 検定料は2,200円です。

委員長 いかがでしょう。授業料が免除になるけれども、他の手数料等については従来どおりということですか。県の規定に準じて松戸市の内容のもそのようにしたいということですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第37号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市学区審議会委員の委嘱について

委員長 次に、議案第38号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第38号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

本議案は、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、次のページに示す、新任といたしましては3名の方に松戸市学区審議会委員に委嘱するものでございます。

年度途中での委嘱の理由ですが、提案理由にありますように、松戸市学区審議会委員のうち、役員改選等により新たに選任された者に対し学区審議会委員を委嘱するものでございます。

ページをめくっていただきまして、今回委嘱をする1名再任と3名の新任の方でございませ

ず2号委員として、これは学校長の代表ですが、1名再任として塩沢広松戸第一中学校校長、昨年に引き続きなります。そして同じく2号委員、学校長の代表として久我久義松ヶ丘小学校長、役職としては松戸市校長会副会長でございませ。そして、次に3号委員として、これはPTAの代表ですが、久保秀敏様、松戸市PTA連絡協議会会長でございませ。そして、同じく3号委員、PTAの代表としてイサニ友子様、松戸市PTA連絡協議会副会長でございませ。

これは、まず2号委員のほうから説明させていただきますと、5ページをあけていただきますと校長会の役職分担表がございませ。これが4月13日の校長会議において校長会の役員が改選されまして、塩沢広先生、久我久義先生が新たに学区審議会委員に選任されました。

そして、次に6ページを見ていただきますと、これはPTA連絡協議会の総会が5月25日に開かれまして、会長、副会長の改選が行われまして、それに伴いましてPTA連絡協議会から学区審議会委員としてご推薦をいただいたのが会長の久保秀敏様、そして副会長については何人かいらっしゃるんですが、PTA連絡協議会のほうから副会長のイサニ友子様をご推薦いただきました。そういう形で委嘱させていただきます。

以上でございませ。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第38号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 せっかくですので。学区審議会の懸案というのは今あるんでしょうか。

学務課長 直近の学区審議会を今年、平成22年2月26日に開きまして、小学校7校に情緒障害の特別支援学級を新設いたしまして、その学区をなくすというような、そういう審議をいたしました。今、学校が大きくなって、どうしても早急に学区を変えなきゃいけないという、そこまでのところはまだありませんので、先日、情緒障害の新設で申し上げましたように、情緒障害に限らず、特別支援学級について、松戸市内ふやしていきたいという方向がございますので、その新設に伴う学区変更というのが出てくるのではないかなというふうに考えております。

ただ、情緒障害の小学校の特別支援学級については、学区なしに、市内全域にしましたので、これから中学校の情緒障害、知的障害の学区については学区を残してありますので、そこら辺で学区審議が必要になってくるかなというふうに予想しております。

委員長 よろしゅうございますか。

5ページの参考資料3の校長会役職分担表をご覧ください。この表は初めて拝見しました。校長先生も大変ですね。

学務課長 いろんな役を。

委員長 こんなにいろんな役職があるんですね。恐れ入りました。大変だということを押見した上で、学区審議会の委員についてはいかがでしょうか。特にご異議ございませんか。なければ質疑及び討論は終結し、採決いたしたいと思います。

議案第38号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市学童災害共済審査委員の委嘱について

委員長 次に、議案第39号「松戸市学童災害共済審査委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課長 まず議案の説明に先立ちまして、1点申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしてよろしいでしょうか。

議案書2枚目、委嘱者名簿の一番下、役職名の欄。「児童家庭担当部長」とございますが、「子育て担当部長」にご訂正のほうひとつお願い申し上げたいと思います。まことに申しわ

けございませんでした。子育て担当部長でございます。

委員長 はい、わかりました。どうぞお願いします。

保健体育課長 では、議案第39号「松戸市学童災害共済審査委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

提案理由は、委員の人事異動等に伴う退職及び任期満了に伴い、後任の委員を選任するため提案するものでございます。

議案書2枚目をごらんいただけますでしょうか。松戸市学童災害共済審査会委員の任期につきましては、松戸市学童災害共済条例施行規則第9条により2年となっております。備考欄が再任となっている委員につきましては、平成22年6月14日に委員の任期が切れることから、今回再任のお願いをするつもりでございます。また、備考欄が新任となっている委員につきましては、人事異動等により前任者が退任されたことから、今回新委員として提案させていただくものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第39号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 念のために在任期間、再任の方は2期3年と2期4年と1期1年があるんですけども、これは2期目で3年ですよと、2期目で丸4年ですよということで、任期が2年間ということですか。先ほどの2期4年という方が今度再任をお願いすると。何か6月14日で切れるというようなお話ですか。ちょっとごめんなさい、混乱しました。

保健体育課長 途中の在任期間でかわられた方というふうにご理解いただければありがたいと思います。通常2年ございますけれども、その2年の途中の年度で例えばご退職なり任期が終わられたということで、残任期間をもってその1期を務めた形をさせていただいておりますので、奇数の年数になっているお方がいらっしゃるということになります。よろしいでしょうか。

山田委員 そうすると、皆さんこの6月で3人とも再任されるということですか。

保健体育課長 委員の任期としては22年6月14日をもってすべて一回終わりということになります。

山田委員 そこからまた皆さんに。

保健体育課長 はい。

八田委員 この委員のことはこれでいいと思うのですが、学童災害共済のことはつい忘れてしまいましたので、もう一度説明してください。

今の共済の基金そのものは、私の記憶ではいつとき相当減ってきた。それは申請が多くなったことによる減少だとの説明を受けたことがあります。現在はどうなっていますか。このものの取り崩しというのですか。今どのぐらいの状態ですか。

保健体育課長 基金につきましては、現在約1,500万円ほど残ってございます。大体年間その年によって違いはございますが、50万円から100万円ちょっとぐらいまでを崩していたときがございます。

以上でございます。

八田委員 傾向としてはあれですか、例年いつも同じようなペースで。

保健体育課長 ここのところ少なくなっはきたんですが、21年度は110万を超える形になっております。ですので、年度により一概になかなか言えないものがございます。

以上です。

川村委員 定数6名というのは決まっていますか。

保健体育課長 条例の施行規則第8条に委員8名以内をもって組織するとありまして、そのうちの最小限、各1号から5号までの委員さん1名ずつで、学校につきましては小中学校の先生もございますので、6名をもって組織してみたいと考えております。

以上です。

川村委員 わかりました。もう一ついいですか。

先ほど、昨年度110万出されていると言われましたが、主にどんな事故が多かったですか。

保健体育課長 個々たくさんあるんですけども、傷害としては一番多いのは捻挫、そして打撲、そして骨折という形になっております。土曜日、日曜日と、また休みの日、いろんなところへ遊びに行く形になって、そこでけがをされたんだと思いますけれども、細かい状況というよりは、診断書を持って、どれだけの期間通院したかによって見舞金の形で出しているものですので、どういう状況でこうなったということよりは、見舞金の性格が強いので、その程度しかこちらとしては把握してございません。

川村委員 ありがとうございます。

瀧田委員 よろしいでしょうか。件数的には去年までずっとふえる傾向だと伺っていましたが、前年度になるんでしょうか、件数としてはふえていますか。

保健体育課長 21年度は536件でございます。その前年が524件、若干ふえたと思いますが、そ

の前の年、19年度が585件、そしてその前、18年度は548件、近々で一番多かったのが17年度で699件。年度によってでこぼこしている部分が正直いつてあるなというふうに思います。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第39号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第39号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市史編さん委員会委員の委嘱について

委員長 最後の審議事項となりますが、議案第40号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

博物館次長 議案第40号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

松戸市史編さん委員会委員は、松戸市史編さん委員会条例第3条及び第4条並びに地方自治法第180条の2による委員規則第7号の規定により委嘱するものであります。

提案理由は、平成22年6月30日をもって委員全員の任期が満了となるためでございます。

委員候補は5名で、2ページに記載のとおりでございます。

2ページをお開きいただきたいんですが、こちらに示してあります5名の方に今回市史編さん委員ということで、5名全員が再任という形になります。この表をごらんいただいて、まず真っ先に気がつくのが、上お2人の先生方の任期が非常に長くなってございます。当然、松戸市の審議会委員等の選任に関する指針というものがございまして、その中でも委員の再任については考慮することをうたわれておりますが、この渡邊一郎氏及び小山田義夫氏につきましては、非常に長く市史編さんに携わっていただいております。また渡邊一郎氏につきましては市史編さん委員会の委員長という責務を長く務めていただきまして、松戸市の市史の編集方針なりなんなり、また実際の歴史関係にも、ご専門は近世史となっておりますが、近世にとどまらず、広い範囲の学識もお持ちでありますし、これからこの市史を編集するに

当たって、編集方針等で重要なご意見をいただけるものと期待しているところであります。

また、小山田義夫氏につきましては、冒頭申し忘れましたが、今、松戸市史の上巻の改訂作業というものに入っております。この上巻の改訂作業というのは21年度から24年度までの4カ年事業として、21年度からスタートしているわけです。今その2年目に入ったところですが、その中でこの上巻というのは原始、古代から中世までを取り扱った松戸市の通史編に当たるものですが、この中で小山田義夫氏には中世史の部分の編集方針なり、また原稿の執筆等もお願いしているところでございます。

そういう事情もご勘案いただきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第40号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 大変失礼ながら、渡邊先生と小山田先生はお幾つでいらっしゃるのでしょうか。

博物館次長 渡邊先生は大正13年生まれで、現在85歳でございます。小山田先生は昭和9年生まれで75歳でございます。

山田委員 この市史編さんということの意味合いは大変重要だろうということはおぼろげながら想像しておるんですけども、松戸市史というものはどういう意味でつくられていて、どのように活用を今後されるのかというところをちょっとお聞かせいただきたいのと、関連して何年からこの作業が始まって、いつ終了というか、改訂作業があるでしょうから、上巻の改訂というお話で。ごめんなさい、私は不勉強ですが、下巻というものがあってどうなっているのかといったことも含めて教えていただければと思います。

博物館次長 松戸市史につきましては、これは市町村、全国の自治体、ほとんどのところが市町村史というものをつくっております。松戸市につきましては、昭和29年、松戸市制10周年を記念してスタートしたのがそもそもの始まりになります。当初その第1期と呼んでいいかどうかはあれなんですけど、第1期の段階では昭和29年に市史編さん委員会がスタートしまして、その後調査・研究を重ねながら、昭和36年に松戸市史の上巻というのが刊行されております。その後、松戸市史の下巻の1、2と、これが2冊の分冊になってはいますが、下巻が2冊、これが昭和39年と43年。

それから、続きまして松戸市史の中巻、これが昭和53年に刊行されまして、一応通史編というものはこの4冊で完成したというふうに考えております。その後、現在に至るまでに資料編というものが7冊刊行されています。

それから、その次の市史の作業としまして、松戸市考古資料集というものが21年度までで4冊出ております。こういった市史の事業の流れの中で、松戸市史が先ほどご説明いたしましたように、昭和36年、ほぼ半世紀たっております。この市史の上巻というのは、原始古代、中世というものを取り扱ったものなんですけど、50年の松戸市の成長する中で非常に情勢といいますか、新発見、新事実といったものが数限りなくそういった事実があるわけです。ですから、50年前の市史、松戸市の歴史では現在通用しないとおかしいですけども、余りにもデータが古過ぎる。

例えば、埋蔵文化財、遺跡の数だけで申しまして、昭和36年当時、松戸市史の上巻に盛り込まれている遺跡の数は69カ所ありました。今現在、同じ教育委員会、社会教育課のほうで埋蔵文化財を担当しておりますが、そちらが平成20年に刊行した埋蔵文化財の分布地図というものがございます。この中で198カ所、約130カ所ふえています。

このふえた理由というのが、昭和30年代から40年代にかけての松戸市の区画整理、あるいは開発行為がございました。それに伴っての埋蔵文化財の発掘調査というのは数限りなく行われているわけですね。その中で非常にたくさんの土器であるとか石器だとか、そういったものの収集も膨大な数になっています。それから、物と一緒に、例えば縄文時代であるとか、古墳時代であるとか、集落の後だとか、実際のそういった古墳だとか、そういう新しい発見、新しい膨大な蓄積がございます。そういったものが結局まだ、今博物館という形で一部のものが市民の方々には公開はされておりますが、それ以上に埋もれた記録部分がほとんど公開されていないわけですね。ですから、そういったものを松戸市の方に、特に松戸市は新しく来られた住民の方が非常に多うございます。博物館で私ども対応されていても、松戸に越してきたばかりで、私はここに一生住むつもりですから、松戸がどういう歴史を持ったところなのか、どういうまちなのか、知りたいと思いますというお客さんが非常に多くいらっしゃいます。そういう方たちにこたえるためにも、こういった市史というものが必要になってくる、そのように考えております。

山田委員 ありがとうございます。今お聞きしただけでも、上巻、下巻1、2、中巻があって、資料が7冊あって、考古資料集が4冊ということで、これが恐らく図書館等にもあって、利用もされているだろうと思います。私がおぼろげながらと最初に申し上げたのは、言ってみればこの土地のアイデンティティーというか、ルーツとかを残すということは、たとえ利用者が1人であってもゼロであってもやっぱり大事なことだろうと思いますので、意味があると思うんですが、余りにもスケールの長い話で、29年間ご担当いただいている方、な

かなかかわる方はいらっしゃらないということだろうと思うんですけども、ぜひ今後に向けてどのような展望でこの市史がいつまで続くのか、あるいは綿々とかいうことをやっていかれるのか、その辺の展望みたいなところを少し教えていただけたらと思います。

博物館次長 市史の作業がいつまで続くのかということなんですが、作業自体は松戸市がある限り終わることはないと思います。一生続けなければまたいけない作業だと思います。

今回のように、冊子ということでまとめて公開するというような形にするのは、先ほど申し上げましたとおり、上巻、原始・古代については非常に内容が古くなっております。それ以上に新しく仕入れた新事実なり情報なりのほうが、昭和36年当時公開していた情報よりも、逆に新しく仕入れた情報のほうが多いんですね。それをどういうふうに市民の皆様にとという形になります。

それから、今、資料編ですとか考古資料というのはご説明いたしましたが、これらは資料編というのは大体文書関係。ですから、近世であるとか、そういった中世の文書を活字にして本に収録しただけで、一切解説はないんです。それから、考古資料集にしても、どちらかというところは研究者向けのよう内容になっておりますので、そういった事実を踏まえて、市史の通史編というのがあくまでもそれをごらんになる方、読者と言っていいかはあれなんですけど、それはあくまでも一般の市民の方がそういったものを理解できるような内容の文章でという編集方針を心がけております。それから市史の上巻につきましては、先ほど言いましたように21年から始まりまして、24年度刊行が今一応目標として設定して作業を進めております。

委員長 山田委員がお聞きになったのは、この上のお2人が29年在任ということは、仮に30年としますね。そうすると55歳、45歳あたりからずっと携わってきてくださっており、市にとってはとても貴重な存在になっております。そのような重要な役割を果たしていることは承知の上で、さて、後輩、後継者はどうやって育成しているのかという視点だったと思うんですが、そこはどうなのでしょうね。

博物館次長 ただいまご説明いたしましたように、今回24年度に上巻の改訂版というのが刊行される予定でおります。それを一つの区切りとしたいというふうに考えております。

委員長 委員の皆さんには本当にご苦労いただいておりますので、そう簡単に口を出すことじゃないんですが、若手育成というのはどの世界も今重要な課題になっています。そういう意味では松戸市の歴史をずっと見ていただくことはとても重要ですので、そういう意味で後進も是非育てていただきたい。

といいますのは、教育長ちょっとご説明願いたいんですけれども、今度の学習指導要領の変更で、郷土史や郷土に関係する重要なことを子供たちに教育する、伝えるということも非常に重要な中身になってきていますよね。その点ではどうでしょうね。

教育長 小学校、中学校の副読本を松戸市では編集しています。その理論的な根拠にしています。なかなか読むのも大変なんですけれども、指導主事や学芸員の方々にご指導いただいて、現場の先生が考えてつくっている。それも何年かごとに変えている状況です。この副読本がないと授業ができないものとなっています。

瀧田委員 別に松戸市にこだわるわけではないんですけれども、市史を研究する方たちは松戸市の方ではない、どうですか、その辺は。

博物館次長 今回ご提案させていただいております5名の先生方、このうち松戸市にお住まいの方は4番目の大井弘好さん。この方は松戸市にお住まいというか、もともと松戸で生まれ育った方でございます。

あと、中世の小山田義夫先生も現在小金井の団地にお住まいでございます。

それから、一番下の岩崎卓也先生、松戸市立博物館の名誉館長となっておりますが、この方は当初市史だけでなく、実は文化財審議会のほうにも関係されていた方ですが、松戸に関係を持ち始めたのは、当時は常盤平団地に入居されていた、そういうご縁で松戸市にお手伝いをいろいろお願いしています。

それから、関根孝夫先生、この方も同じように、お若いころは松戸市の職員として奉職されていた経験がございまして、その後、大学のほうへ出られまして、大学を退官された後、今現在博物館の館長としてお迎えしております。

それから、渡邊先生につきましては、この方は直接松戸市にお住まいとか、そういった方じゃないんですが、当初の市史編さん委員会は昭和29年に発足しまして、その当時、全くそういった松戸市のほうにはケアするものが何もありませんでしたので、別の先生、その当時市史編さんに携わっていた先生のほうからのご紹介で渡邊先生を松戸市においで願ったというような経緯がございます。

瀧田委員 ありがとうございます。もちろん何かのご関心があったり、ゆかりがあったりということで、ご研究していただいて、研究ですよ、市史編さんといってもね。ですから、ただその委員会を取り巻くいろいろな方たちの範囲というのはかなり広い。もちろん発掘とか、そういうことになると物すごく膨大な数でしょうけれども、結構たくさん専門的な方たちがこの委員を取り巻いて存在するというふうに考えてよろしいでしょうか。

博物館次長 組織というものがどういったことをおっしゃっているか、ちょっとよくわからないんですが。

瀧田委員 例えば民俗学的なものとか、あとは政治的・歴史的なものとか、いろいろ調べる対象が多岐にわたるじゃないですか。あと農産物関係とか。そういうものの調査に協力する方達は、どういうところをお願いして調査していますか。

博物館次長 直接の調査につきましては、こういった先生方をお願いして、先生方のお弟子さんですとか、学生さんだとか、そういった手を借りて。

瀧田委員 そういうことを伺いたかった。

博物館次長 それとか、あと例えば発掘調査なんかですと、そういう専門の調査員というものは市のほうにも何人かおられますので、そういった者が調査を担当し、現場の作業については地元の方々を募集して、なるべく地元の方に、例えば古文書なんか発掘調査ですと基礎知識の必要もない部分がありますので、そういうところでもってお手伝いいただいて、歴史になじんでいただくということもやっております。

瀧田委員 わかりました。古代に至るまでいろんな新しい新事実がいまだに出てきているということですね。

博物館次長 はい。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。貴重な研究機関だと思いますので、大事に考えていただきたいと思っております。

博物館次長 ありがとうございます。

委員長 そうですね。考古学や歴史や調査などというものは、とてもテレビに出てくるような、そんな派手なものではなく、地味な仕事ですよ。

博物館次長 そうですね。

委員長 かつて、ドイツの元大統領ヴァイツゼッカーの有名な言葉があります。「過去の歴史に目をつぶる者は未来に対して盲目になる」と言いました。だからやっぱり歴史に目をつぶってはいかんです。歴史に目を開いて、それを我々は未来にどういうふうに生かすかを考えなければいけない。だからこういう委員の方にご努力を願っているわけで、大変ありがたいと思うと同時に、後継者についても心配しているというふうにご理解ください。

博物館次長 ちょっと一言よろしいでしょうか。後継者につきましては、先ほどから何度か申し上げたと思うんですが、こういった先生方、松戸市にはまだ何も下地がない時代をお願いしたという経過もございます。それから、その後、松戸市のほうでも市史編さん委員会なり、

文化財審議会なり、そういったものができてきて、組織としてこういった歴史なり遺跡なりに直接携われるようになってきたわけですね。それに伴いまして、職員も社会教育課にもおりますし、博物館にも学芸員がおります。そういう意味では一番現場に出て、一番詳しいのが職員だと思います。ですから、逆に今の若いそういった学芸員、専門職の人たちがもっともっと育っていただければ、中だけでカバーできるんじゃないかというふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員長 わかりました。時々学芸員の皆さんの書かれた研究レポートのようなものを送っていただいて、拝見はしています。とてもよい研究をされていることも承知しています。そういう意味ではこういう方にご苦労願って、そういう人たちが育ってきたということは非常にありがたいですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第40号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第40号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

◎臨時代理による処分について

委員長 最後に、報告第1号「臨時代理による処分について」を議題とします。

ご説明願います。

青少年課長 報告第1号「臨時代理による処分について」ご報告いたします。

2ページ、臨時代理による処分書をごらんいただきたいと思います。今回、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育功労者の表彰について臨時代理による処分をさせていただきました。

3ページをお開きいただきたいと思います。第21期松戸市少年補導員の任期が5月31日をもって満了したところでございます。後任者の人選を小中高の教員、あるいはPTAの方々、各推薦母体をお願いをしておりましたところ、すべての団体から推薦書並びに承諾書が上がってまいりましたのが5月13日でございます。5月31日をもちまして補導員の任期が満了となることから、委嘱・退任式の日程を6月1日と設定しておりましたため、退任に当たり

ましての教育功労者の表彰につきましては、教育委員会会議の開催日程に間に合わなかったためということで、臨時代理をさせていただいたところでございます。

このたびの表彰につきましては、少年補導員の任期満了に伴い、今限りで退任される方々の中で3期6年以上お務めいただいた方々に対しまして、松戸市教育委員会表彰規則第2条によりまして感謝状を贈呈し、その多大な功績とご苦勞に感謝の意をあらわしたものでございます。感謝状を贈呈した方々につきましては、4ページに記載いたしました5名の方々でございます。

5ページ以降にその5名の方々の推薦調書をつけさせていただきました。鈴木様、笹本様、青木様におかれましては、実際少年補導員、70歳という定年制がございまして、定年の70歳までお務めいただき、その間、鈴木様が9期18年、笹本様が6期12年、青木様が5期9年もの長きにわたりまして補導員としてご活躍をいただいたところでございます。

退任式につきましては、去る6月1日午後3時から市民会館におきまして開催したところでございます。教育長から感謝状と記念品を贈呈した後、言葉をいただき解散したところでございます。なお、平成22年5月31日付けをもって退任いたしました。同規則の表彰基準に満たない少年補導員に対しましては、礼状をもってお礼に代えさせていただいたところでございます。以上、報告申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。この議案は報告になっておりますが、この委員会の慣例として臨時代理による処分の事後承認をいただくということになっております。したがって、質疑及び討論に入ります。何かございますか。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 教育長、表彰式をやっていただいてありがとうございます。そのときにこの定年等でおやめになった方、何か感想らしきことをおっしゃっていましたか。

教育長 感謝状の贈呈の後に一緒にお茶をいただいたのですが、非常に長くありがとうございましたという話があったんですが、あつという間に終わったというような、そんな感想をお持ちでした。非常に大変な、夕方等に時間を割いていくんですが、最初のうちはわからなかったけれども、だんだんおもしろいというか非常に充実した、そのような感想を皆さんおっしゃられた。私も、逆にビックリいたしました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 形式的ですが、採決いたします。

報告第1号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、報告第1号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移りますが、委員の皆さん、何かございますか。時間ももう回っていますので、もしなければ次回の教育委員会会議の日程についてをお諮りします。

事務局、何かご予定ありましたらお願いします。

企画管理室長 事務局より、平成22年7月定例会ですけれども、7月8日木曜日、午後2時からこちらの5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 確認致します。次回教育委員会会議は7月8日木曜日午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催する、ということでよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

◎閉会

委員長 以上をもちまして、平成22年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時07分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員